

県税の納税証明書の交付申請について

官公庁の入札参加資格審査申請、建設業許可申請、所得税確定申告、金融機関の融資申込みなどのため、県税（法人県民税・事業税・地方法人特別税、個人事業税など）の納税額または未納額がないことの証明書が必要な方は、次の書類などをご準備の上、県税部窓口へ交付申請してください。

1 本人申請の場合

- (1) 申請書（県税部窓口へ備付。県のホームページからもダウンロードできます。）
- (2) 納税義務者の印鑑（法人の場合は代表者印）
- (3) 本人確認ができる書類（運転免許証など）
- (4) 手数料 一通につき400円分の県証紙



2 代理人申請の場合

前記1(1)・(4)のほか、

- (5) 納税義務者の実印による委任状
- (6) 納税義務者の印鑑証明書
- (7) 代理人の印鑑
- (8) 代理人の本人確認ができる書類（運転免許証など）



納税証明書は、納税者のみなさんの大切な情報を証明するものですので、窓口での確認を厳格に行っています。ご理解をお願いします。

※郵送による交付申請もできますので、詳しくは県税部までお問合せください。

【お問合せ】下北地域県民局県税部 納税管理課 ☎ 22-8581（内線203）

青森県特定（産業別）最低賃金改正のお知らせ

必ずチェック最低賃金！ 使用者も、労働者も

1 青森県特定（産業別）最低賃金が、平成24年12月21日から改正されます。

金額などは次のとおりです。

- (1) 鉄鋼業 時間額 **777円**（改正前 770円）
- (2) 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
時間額 **712円**（改正前 705円）
- (3) 各種商品小売業 時間額 **705円**（改正前 698円）
- (4) 自動車小売業 時間額 **743円**（改正前 736円）

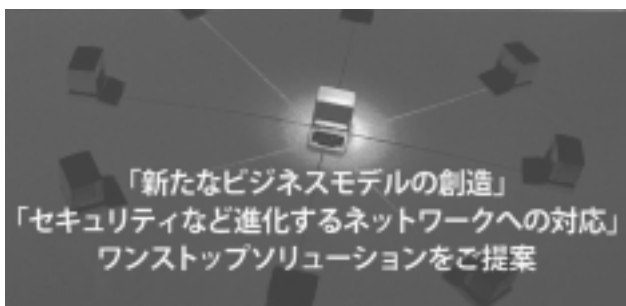
2 なお、青森県で働く全ての労働者および使用者に適用される「青森県最低賃金」は、平成24年10月12日から、時間額**654円**に改正されています。

3 詳しくは、青森労働局ホームページからご覧になれます。

（<http://aomori-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>）

【お問合せ】青森労働局労働基準部賃金室 ☎ 017-734-4114

FAX 017-734-5821



FUJITSU パートナー

扶桑電通株式会社

■青森営業所 青森市長島二丁目13番1号
TEL 017-775-2031(代) FAX. 017-774-4720

■八戸営業所 八戸市三日町2(青銀明治安田生命ビル)
TEL 0178-44-1855 FAX. 0178-44-8494

《ホームページアドレス》

<http://www.fusodentsu.co.jp>